

～障害者雇用に関する助成金のご案内～

障害者雇用調整金

1人当たり

27,000円が支給されます！

☆受給要件：常時300人以上の労働者を雇用する事業主で、障害者雇用率以上の障害者を雇用していたとき。

☆受給額：法定雇用率を超えた人数、1人につき27,000円

☆算定対象期間：当年4月から翌年3月

☆ご注意下さい☆

常時300人以上の労働者を雇用する事業主の場合、法定雇用率に達していない場合は不足人数1人につき、50,000円の罰金を会社が支払う義務があります。

障害者雇用報奨金

1人当たり

21,000円が支給されます！

☆受給要件：常時300人未満の労働者を雇用する事業主で、当年4月から翌年3月までの各月ごとの常時雇用労働者数×4%、または72人いずれか多い数を超えた人数の障害者を雇用していたとき。

☆受給額：雇用義務を超えた人数、1人につき21,000円

☆算定対象期間：当年4月から翌年3月

☆ご注意下さい☆

平成22年までは法定雇用率未達成でも罰金の支払い義務が発生しませんが、常時56名以上の労働者を雇用している場合、平成22年度以降は罰金の納付義務が発生しますので早めの対応をお勧めします。

障害者として認定される方とは・・・

☆身体障害者

身体障害者手帳又は一定範囲の医師による診断書・意見書にて障害の事実を確認できる方

☆知的障害者

- ・知的障害者判定機関から交付された判定所を所持している方
- ・療育手帳を所持している方

☆精神障害者

精神保健福祉センターから精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方

障害者の方を雇用するにあたって事業場内の施設整備を行う必要がある、通勤手段や住宅の補助をする必要がある場合など、様々なケースを想定した助成金があります。

雇用にあたって準備や社内対応が難しいと考えていらっしゃる企業様は、一度ご相談下さい。

詳しくは、(株)関総研オフィスリユージョ

Tel: 06-6947-1305

担当 阪井

迄お問い合わせ下さい。